

奈良県産業会館条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第二十四号

奈良県産業会館管理規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、奈良県産業会館条例(平成二十二年三月奈良県条例第四十九号。以下「条例」という。)第四条第一項ただし書、第六条及び別表の二の規定により、奈良県産業会館(以下「会館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(権限の委任)

**第二条** 条例第二条第一項、第四項及び第五項、第三条並びに第五条第二項に規定する知事の権限(創業支援室及び駐車場(以下「創業支援室等」という。)に係る権限を除く。)は、会館の館長(以下「館長」という。)に委任する。

(開館時間)

**第三条** 会館(創業支援室等を除く。次条第一項において同じ。)の開館時間は、午前九時から午後九時までとする。

2 館長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を臨時に延長し、又は短縮することができる。

(休館日等)

**第四条** 会館の休館日は、一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までとする。

2 館長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 館長は、必要があると認めるときは、施設の一部を休止し、又は使用を制限することができる。

(使用の申込み等)

**第五条** 条例第二条第一項の規定により使用の承認を受けようとする者(創業支援室等の使用の承認を受けようとする者を除く。)は、奈良県産業会館使用申込書(第一号様式)を館長に提出しなければならない。ただし、館長が必要がないと認めるときは、

この限りでない。

2 前項の申込書の受付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間において行うものとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一 大ホール、展示ホール及び大会議室（以下「大ホール等」という。）を使用する場合 使用する日（二日以上にわたって使用するときは、その初日。以下同じ。）前一年の期間

二 大ホール等以外の施設、設備等を使用する場合 使用する日前三月の期間

3 前項の場合において、同項第一号に掲げる施設、設備等と同項第二号に掲げる施設、設備等を同時に使用するときの申込書の受付は、同項第一号に定める期間において行うものとする。

4 創業支援室等の使用の承認を受けようとする者は、創業支援室に係るものにあつては奈良県産業会館創業支援室使用承認申請書（第二号様式）を、駐車場に係るものにあつては奈良県産業会館駐車場使用承認申請書（第三号様式）を知事が別に定めるところにより提出しなければならない。

5 条例第二条第三項に規定する更新の承認を受けようとする者は、奈良県産業会館創業支援室使用更新承認申請書（第四号様式）を知事が別に定めるところにより提出しなければならない。

（使用承認書の交付）

**第六条** 館長は、前条第一項の規定による申込書の提出があつた場合において、適当と認め使用の承認をするときは、奈良県産業会館使用承認書（第五号様式）を交付するものとする。

2 知事は、前条第四項の規定による申請書の提出があつた場合において、適当と認め使用の承認をするときは、創業支援室に係るものにあつては奈良県産業会館創業支援室使用承認書（第六号様式）を、駐車場に係るものにあつては奈良県産業会館駐車場使用承認書（第七号様式）を交付するものとする。

3 知事は、前条第五項の規定による申請書の提出があつた場合において、適当と認め更新の承認をするときは、奈良県産業会館創業支援室使用更新承認書（第八号様式）を交付するものとする。

（使用料の後納）

**第七条** 条例第四条第一項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 別表に規定する設備等を使用するとき。
- 二 国又は地方公共団体が使用する場合であつて、館長が後納することについてやむを得ないと認めるとき。

(禁止行為)

**第八条** 会館においては、次に掲げることをしてはならない。

- 一 施設、設備等を損傷し、又は破損すること。
- 二 会館内の秩序を乱す行為をすること。
- 三 その他係員の指示に従わないこと。

(入館の禁止等)

**第九条** 館長は、前条各号のいずれかに該当する行為を行い、又はそのおそれのある者に対して、入館を禁止し、又は退館させることができる。

(施設、設備等の損傷等)

**第十条** 条例第二条第一項又は第三項の承認を受けた者は、その使用に関して施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を館長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(設備等の使用料)

**第十一条** 条例別表の二の規則で定める設備等について当該規則で定める額は、別表のとおりとする。

(その他)

**第十二条** この規則に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、館長が定める。

### 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

別表（第十一条関係）

設 備 等		単 位	使用料（一日につき）
演台		一卓	七六〇円

花台	一台	一二〇円
司会用卓子	一卓	三七〇円
しきしつり	一台	一二〇円
譜面台（指揮者用）	一台	二五〇円
譜面台（一般用）	一台	一二〇円
指揮台	一台	三七〇円
いす	一脚	一二〇円
そで机	一卓	五〇〇円
平台（山台を含む。）	一台	二五〇円
毛せん	一枚	一二〇円
上敷ござ	一枚	一二〇円
金びょうぶ	一隻	一、八二〇円
黒板又はホワイトボード	一台	三七〇円
折たたみ机	一卓	三七〇円
パネル（クロス張り）	一台	六二〇円

マイクスタンド	マイク昇降装置（マイクを除く。）	ダイナミックマイク	コンデンサーマイク	ワイヤレスマイク	カッターピンスポット	ハロゲンピンスポット（六五〇W）	クセノンピンスポット（一KW）	スポットライト（五〇〇W）	スポットライト（一KW）	二段スタンド	ボーダーライト	フルコンサートピアノ	パネル（穴あき）
一本	一台	一個	一個	一チャ ンネル	一台	一台	一台	一台	一台	一本	一列	一台	一台
一二〇円	三七〇円	三七〇円	六二〇円	二、四二〇円	七六〇円	七六〇円	一、二二〇円	一二〇円	二五〇円	二五〇円	七六〇円	二二、〇八〇円	三七〇円

スピーカー（大型）	一台	一、二一〇円
スピーカー（中型）	一台	六二〇円
スピーカー（小型）	一台	三七〇円
拡声装置（持ち込んだ拡声器又は拡声装置にセットして使用する場合に限る。）	一式	三、六二〇円
カセットテープレコーダー	一台	一、二一〇円
MDプレーヤー	一台	一、七三〇円
CDプレーヤー	一台	一、七三〇円
DVDプレーヤー	一台	一、七三〇円
ビデオデッキ	一台	一、七三〇円
スライドプロジェクター（スクリーン付き）	一台	二、四二〇円
液晶プロジェクター（スクリーン付き）	一台	三、六二〇円
オーバーヘッドプロジェクター（スクリーン付き）	一台	一、八二〇円
スクリーン（持ち運び式）	一式	一、八二〇円
スクリーン（埋め込み式）	一台	二五〇円
ピクチャーレールワイヤーフック	一本	六〇円

自在フック	一本	六〇円
LAN配線設備	一式	一、〇〇〇円
LAN配線備品（ケーブル及びハブ）	一点	一〇〇円

備考

- 1 会館の設備等以外の物を会館に持ち込んで使用する場合において、電気等を使用したときは、実費相当額を徴収する。
- 2 この表の使用料には、ゼラチンペーパー、カーボン等の消耗器材費及び特別に必要な人件費は、含まない。

第1号様式（第5条関係）

奈良県産業会館使用申込書

年 月 日

奈良県産業会館館長 殿

申込者 住 所（〒 - ）

氏 名

電 話

〔団体の場合には、その所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

奈良県産業会館を使用したいので、次のとおり申し込みます。

催し、会議等の名称	
使 用 内 容	
使用日及び使用区分	<p>年 月 日（ 曜日） 時～ 時</p> <p>・ ・ ・（ 曜日） 時～ 時</p> <p>） （ 日間）</p> <p>・ ・ ・（ 曜日） 時～ 時</p>
使 用 施 設	<p>大ホール 控室 展示ホール 屋外展示場</p> <p>経営研修室（A・B・C・D） 大会議室 特別会議室</p> <p>（使用日ごとの使用施設は、別紙のとおり）</p>
使 用 設 備 等	要 否（使用日ごとの使用設備等は、別紙のとおり）
予 定 入 場 者 数	人
入場料等の徴収の有無	<p>1 入場料を徴収しない。</p> <p>2 入場料を徴収する。 ( 円)</p> <p>3 入場料に相当する会費等を徴収する。 ( )</p>
使 用 責 任 者	<p>住所（〒 - ）</p> <p>氏名 電話</p>
支 払 方 法	<p>1 現金</p> <p>2 当館発行の納付書による金融機関への納付</p>
備 考	

注1 該当事項には、○印を付けてください。

2 「使用施設」及び「使用設備等」欄の別紙には、使用日ごとの施設名又は設備等の名称を記入してください。

3 「入場料等徴収の有無」欄の3の（ ）内には、会費を徴収する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合その他これらに準ずる場合の内容を具体的に記入してください。

第2号様式（第5条関係）

奈良県産業会館創業支援室使用承認申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申込者 住 所（〒 - ）

氏 名 印  
電 話

〔団体の場合には、その所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

奈良県産業会館創業支援室を使用したいので、次のとおり申請します。

使用を希望する 創 業 支 援 室			
使用開始予定日	年 月 日		
使用責任者の連絡先	住 所	（〒 - ）	
	氏 名		
	電 話 番 号	F A X 番 号	
	メールアドレス		
上記以外の連絡先 （緊急の場合）	住 所	（〒 - ）	
	氏 名		
	電 話 番 号	F A X 番 号	
	メールアドレス		
添 付 書 類			

第3号様式（第5条関係）

奈良県産業会館駐車場使用承認申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申込者 住 所（〒 - ）

氏 名 印  
電 話

〔団体の場合には、その所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

奈良県産業会館駐車場を使用したいので、次のとおり申し込みます。

車 両	車 種	
	色	
	登 録 番 号	
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
使用責任者の連絡先	住 所	（〒 - ）
	氏 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
上記以外の連絡先 （緊急の場合）	住 所	（〒 - ）
	氏 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
添 付 書 類		

第4号様式（第5条関係）

奈良県産業会館創業支援室使用更新承認申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申込者 住 所（〒 - ）

氏 名 印  
電 話

〔団体の場合には、その所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で承認を受けた奈良県産業会館創業支援室について、使用を更新したいので、次のとおり申請します。

使用する創業支援室			
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
使用責任者の連絡先	住 所	(〒 - )	
	氏 名		
	電 話 番 号	F A X 番 号	
	メールアドレス		
上記以外の連絡先 (緊急の場合)	住 所	(〒 - )	
	氏 名		
	電 話 番 号	F A X 番 号	
	メールアドレス		
添 付 書 類			



第 6 号様式（第 6 条関係）

奈良県産業会館創業支援室使用承認書

第 号  
年 月 日

殿

奈良県知事 

年 月 日付で、申請のありました奈良県産業会館創業支援室の使用については、次のとおり承認します。

使用を承認する 創業支援室	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用責任者	住所 電話 氏名
月額の使用料	円
承認条件	

第7号様式（第6条関係）

奈良県産業会館駐車場使用承認書

第 号  
年 月 日

殿

奈良県知事 

年 月 日付で、申請のありました奈良県産業会館駐車場の使用については、次のとおり承認します。

使用を承認する 駐 車 場		
車 両	車 種	
	色	
	登録番号	
使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
使 用 責 任 者	住所 氏名	電話
月 額 の 使 用 料	円	
承 認 条 件		

第 8 号様式（第 6 条関係）

奈良県産業会館創業支援室使用更新承認書

第 号  
年 月 日

殿

奈良県知事 

年 月 日付で、申請のありました奈良県産業会館創業支援室の使用の更新については、次のとおり承認します。

使用の更新を承認する 創 業 支 援 室	
使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
使 用 責 任 者	住所 電話 氏名
月 額 の 使 用 料	円
承 認 条 件	